

議案第 19 号

羽曳野市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

羽曳野市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

放置禁止区域内に放置された自転車等の移動及び保管に要した費用を免除することができるよう規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条
例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市自転車等の放置防止に関する条例(昭和58年羽曳野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、これを免除することができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

羽曳野市自転車等の放置防止に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(費用の徴収)</p> <p>第 11 条 市長は、前条の規定により自転車等を移動し保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者から徴収することができる。<u>ただし、規則で定める場合は、これを免除することができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第 11 条 市長は、前条の規定により自転車等を移動し保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者から徴収することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>